

号外 **山田町復興まちづくり かわら版**

発行・編集 山田町役場復興企画課

山田地区 防災集団移転促進事業移転先団地 空き区画の一般公募（分譲）**～ 再募集のお知らせ ～**

防災集団移転促進事業により整備した山田地区の移転先団地については、今年5月に一般公募を行ったところですが、今般、空き区画の再募集を行うこととなりましたのでお知らせします。申込みを希望される方は、町都市計画課で配布する募集案内を必ずご確認ください。下記によりお申込みください。

1 申込資格

団地内に居住するための宅地を購入する方又はその親族の方（法人・事業者は除く。）

※自己居住用の戸建て住宅建設用地を求めの方を対象とした募集です。アパートや集合住宅、倉庫、作業場、駐車場等の建築を目的とする申込みはできません。

2 申込みできる宅地数

1世帯につき1宅地まで

3 申込期間

令和2年7月15日（水）～令和2年8月14日（金）

受付時間：午前9時～午後5時

※土曜、日曜、祝日を除く

4 宅地の決定

宅地決定にあたり優先順位を設けており、同一宅地に複数の申込みがあった場合、東日本大震災又は令和元年台風第19号による災害により町内で被災し、住宅再建していない世帯を優先に宅地を決定します。なお、優先順位が同位だった場合は抽選となります。

5 再募集する宅地（令和2年6月末時点）

団地名	50坪
山田第1	1
山田第3	1

※各宅地の詳細は、町都市計画課で配布する募集案内に掲載しています。

【申込先・お問い合わせ】

町都市計画課 都市整備チーム ☎0193-82-3111（内線255、256）
〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

【東日本大震災】住宅再建に係る補助制度の申請期限のお知らせ

◎ 令和2年12月28日までに新居への転居と補助金の申請を

これまで復興かわら版でお知らせしたとおり、東日本大震災による住宅再建に係る各種補助金の申請受付期限は次のとおりとなっております。（制度により申請のタイミングが異なりますので詳しくはお問合せください。）

加算支援金：令和3年3月10日まで

加算支援金以外の住宅再建補助金：令和2年12月28日まで

加算支援金は令和3年3月10日までとなっておりますが、その他の住宅再建補助金は令和2年12月28日までとなっておりますので、**住宅の建設・購入をする方は令和2年12月28日までに新居への転居及び住宅再建補助金の申請を行ってください。**

【東日本大震災】民間賃貸住宅で住まいを再建された方へ

◎ 加算支援金の申請はお済みですか？

被災世帯の世帯主で、以下に該当する場合は、加算支援金を受給できる場合があります。加算支援金の申請期限は**令和3年3月10日**となっておりますので、民間賃貸住宅で住まいを再建された方で申請がお済みでない方は期限までに申請してください。（※災害公営住宅は対象外です。）

- みなし仮設住宅の供与期限終了後、同じ民間賃貸住宅を自費で契約し、継続してお住まいの方、または新たに別の民間賃貸住宅に転居された方
- 被災後、仮設住宅（みなし仮設住宅を含む）に入居せず、自費で民間賃貸住宅を契約し、お住まいである方

加算支援金支給金額（民間賃貸住宅） **複数世帯：50万円** **単身世帯：37.5万円**

なお、以前に民間賃貸住宅を契約して加算支援金を受給されていた方が、新しく住宅を建設または購入することになった場合は申請期限内であれば支援金の差額を申請できます。詳しくは下記問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ】

町復興企画課 被災者再建支援室 ☎0193-82-3111（内線371、374）